

戸塚区災害ボランティア活動拠点の設置に関する協定書

横浜市戸塚区役所（以下「甲」という。）と学校法人明治学院（以下「乙」という。）は、乙の明治学院大学横浜校舎（横浜市戸塚区上倉田町1518番地。以下「大学横浜校舎」という。）内に戸塚区災害ボランティア活動拠点（以下「活動拠点」という。）の設置場所を提供すること等について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模災害発生時に、学生の学内避難が解消した後、甲と乙が相互に協力し、被災者支援に参加するボランティアが円滑に活動できる環境を整備するための活動拠点の設置に関して、必要な事項を定めるものとする。

（施設等の使用）

第2条 甲は、乙の大学横浜校舎内に活動拠点を設置するにあたり、次に掲げる施設の提供を受けることができる。ただし、災害の規模及び乙の施設使用状況等により使用する施設が制限される場合がある。

- (1) 校舎内指定駐車場
- (2) 体育館
- (3) その他状況に応じて乙が使用可能と認める施設

2 甲と乙は、活動拠点の設置及び運営に必要な物品等の提供について、事前に取り決めるものとする。

（設置要請）

第3条 甲は、乙の大学横浜校舎内へ活動拠点を開設する必要がある場合は、乙に活動拠点の設置場所の提供について、口頭又は電話等をもって要請し、その後速やかに、文書を提出するものとする。

（管理）

第4条 乙の大学横浜校舎内に設置された活動拠点の管理は甲が行い、乙はこれに協力する。

（閉鎖及び移転）

第5条 活動拠点の閉鎖については、乙の教育活動に支障のないよう乙の要請に基づいて閉鎖時期を決めるものとする。

- 2 乙が甲と協議の上、閉鎖を決定したときは、甲は速やかに設置場所を整理し、原状回復する。
- 3 災害の復旧状況等を考慮し、設置期間が1か月を超える場合は、甲と乙で協議する。
- 4 前項の協議の結果、乙の施設内に設置し続けることが困難な場合は、甲は、

これに代わる設置場所を確保し、速やかに移転を行い原状回復する。

（経費の負担）

第6条 活動拠点の設置・運営に関して要した光熱水費を含む費用は、原則として甲が負担する。

（平常時の協力）

第7条 甲と乙は、平常時より相互に連携・協力し、ボランティア団体、地域住民、関係機関等との良好な関係維持に努め、災害時に備えた体制の確立を図るものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項については甲乙協議の上、決定するものとし、必要な事項は別途覚書にて定めるものとする。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定成立の日から平成26年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の日の1か月前までに、甲・乙いずれかから文書による協定終了の申し出がない場合、この協定はさらに1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

本協定締結の証として、本書2通を作成し、甲・乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成26年1月17日

甲 横浜市戸塚区戸塚町16番地17
横浜市
戸塚区長

葛西光春

乙 東京都港区白金台1丁目2番37号
学校法人明治学院
理事長

青木健作